

(総務委員会)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十年八月十一日付けの職員の給与の改定に関する勧告及び職員の勤務時間の改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員について、医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の初任給調整手当の額の改定及び本府省業務調整手当の新設を行うとともに、勤務時間を一週間当たり三十八時間四十五分に改定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、本府省における業務の特殊性、困難性等にかんがみ、本府省固有業務等に従事している課長補佐以下の職員に対して支給する本府省業務調整手当を新設する。

二、勤務医の確保が重要な課題となる中で、若手・中堅医師の人材確保のため初任給調整手当を改定し、医師等に対する支給月額の限度額を、現行の三十万六千九百円から四十一万九百円に引き上げる。

三、能力・実績に基づく人事管理の基礎とするため、新たな人事評価制度の導入に伴い、評価結果を昇給や

勤勉手当に活用するための規定を整備する。

四、民間の労働時間との均衡を図るため、職員の勤務時間を、現行の一週間当たり四十時間から三十八時間四十五分に短縮する。

五、職員の勤務時間の改定に伴い、国家公務員の育児短時間勤務等について必要な改正を行うとともに、地方公務員についても、国家公務員との均衡を考慮し、必要な改正を行う。

六、この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、三については、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第三号の政令で定める日から施行する。